

積立金の平滑化について

第90回社会保障審議会年金数理部会(2021年12月24日)
参考資料より抜粋

社会保障審議会年金数理部会報告書(抜粋)

【令和元(2019)年財政検証に基づく公的年金制度の財政検証(ピアレビュー)】

(社会保障審議会年金数理部会)

(4)積立金の初期値の設定方法

将来見通しの出発点となる積立金については、時価に基づく一時点の実績を参照しているため、金融経済情勢の変動による影響を受けやすい。このことが長期的な観点で財政を評価する上での攪乱要因(ノイズ)とならないよう、例えば数理的評価(過去の一定期間の時価の平滑化を行う評価方法)とするなど、マクロ経済スライドの最終年度の決定にふさわしいものとなるよう工夫が必要である。 なお、この工夫に当たっては、例えば、当該年度中の四半期の平均や過去3か年の平均などと比較して一定以上乖離した場合にのみ平準化した評価額を使用することも考えられる。

【公的年金財政状況報告 ー令和元(2019)年度ー】(社会保障審議会年金数理部会)

時価評価された積立金は金融市場の短期的な変動を受けやすいことから、長期的な観点から財政状況の評価する際には、例えば一定期間平滑化した積立金を用いることも考えられ、今後検討していく必要がある。

積立金の平滑化の方法

【平滑化の考え方】

- 平滑化の基準となる収益(変動の比較的小さいもの)を、基準収益として設定する。
- 毎年度、基準収益を積立金の評価に反映するとともに、基準収益と時価ベースの収益との差(平滑化対象)は、一定期間かけて解消(積立金の評価に反映)することにより、長期的には時価との乖離を一定の範囲に抑えつつ平滑化を図る。

【平滑化の期間】

- 平滑化の期間は、財政検証の間隔である5年とする。

【基準収益と平滑化の対象】

- 企業年金で用いられている積立金の平滑化を参考に、「収益差平滑化方式」により平滑化を行う。

※ 収益差平滑化方式

- … 過去5年度の平均収益(時価ベース)を基準収益とし、「時価ベースの収益」と「過去の平均収益(時価ベース)」との差額を平滑化の対象とする。

【時価ベース収益との差額の解消】

- 平滑化の対象を5年度分平均し、毎年度5分の1ずつ時価との差を解消していく。

《当年度(n年度)に解消する時価ベースとの収益の差(平滑化の対象)》

当年度の平滑化対象 (n年度)	前年度分 (n-1年度)	2年度前分 (n-2年度)	3年度前分 (n-3年度)	4年度前分 (n-4年度)
1/5	1/5	1/5	1/5	1/5

《当年度(n年度)に解消されていない平滑化対象(累積)》

当年度の平滑化対象 (n年度)	前年度分 (n-1年度)	2年度前分 (n-2年度)	3年度前分 (n-3年度)	4年度以前分 (n-4年度以前分)
4/5	3/5	2/5	1/5	0/5

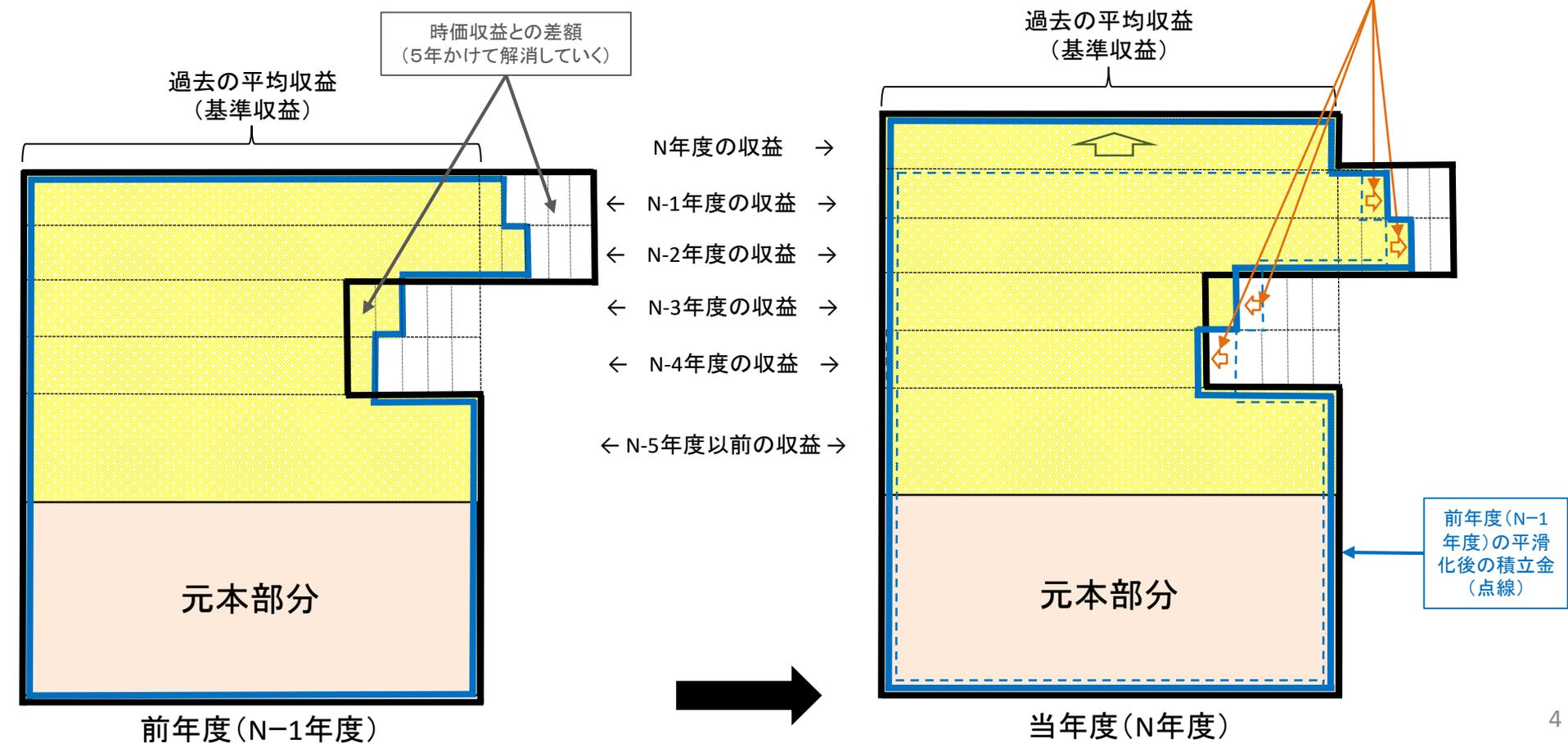
収益差平滑化方式のイメージ図

- 収益差平滑化方式の場合、過去の平均収益(時価ベース)を基準として、収益を積立金評価に反映していくことにより平滑化を図る。
- 「時価ベースの収益」と「過去の平均収益」との差額は5年かけて解消する。これにより、平滑化後の評価額が長期的には時価評価額に連動する。

<平滑化後の積立金のイメージ図>

黒枠： 時価評価額
青枠： 平滑化後の評価額

- ※ 毎年度の収支は省略
- ※ 過去の平均収益(5年間の平均)は毎年度異なるが、簡略化のため、同じにしている。
- ※ 単年度収益がプラスの場合のイメージ図である。



(参考)企業年金で用いられている積立金の平滑化の方法

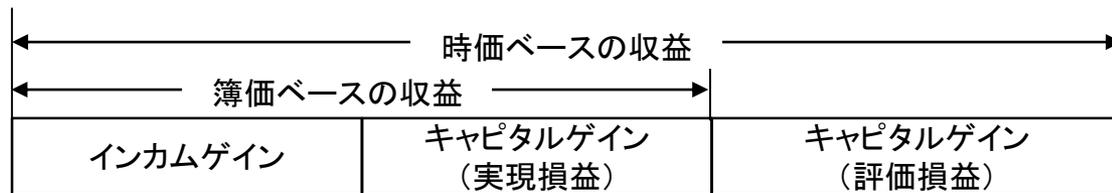
- 確定給付型の企業年金における積立金の額の評価には、時価方式のほか、①収益差平滑化方式、②時価移動平均方式、③評価損益平滑化方式といった数理的評価の方式がある。

数理的評価の方式	平滑化の対象	特徴
①収益差平滑化方式	・ 時価ベースの収益と平滑化期間の平均収益(時価ベース)との差額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の平均収益(時価ベース)に基づくため、長期的にみると時価に連動する。 ・ 過去の平均収益を基準にするため、過去の平均収益の変動に影響を受ける。
②時価移動平均方式	・ キャピタルゲイン全体(もしくは、時価ベースの収益全体)	<ul style="list-style-type: none"> ・ インカムゲインを基準としているため、他の評価方式と比較すると変動が小さい。 ・ キャピタルゲインの反映が遅れるため、長期的には評価額が時価より低くなる傾向。
③評価損益平滑化方式	・ 時価ベースの収益と簿価ベースの収益の差額(=キャピタルゲインのうち評価損益分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簿価ベースの収益を基準としているため、簿価と比較的近い水準になる。 ・ 評価損益の実現度合いによって評価額の変動が起こる。

※ 数理的評価に使用する平滑化の期間は、5年以内とされている。

※ 数理的評価と時価の許容乖離幅は、時価の15%が上限とされている。

<イメージ>



①収益差平滑化方式

②時価移動平均方式

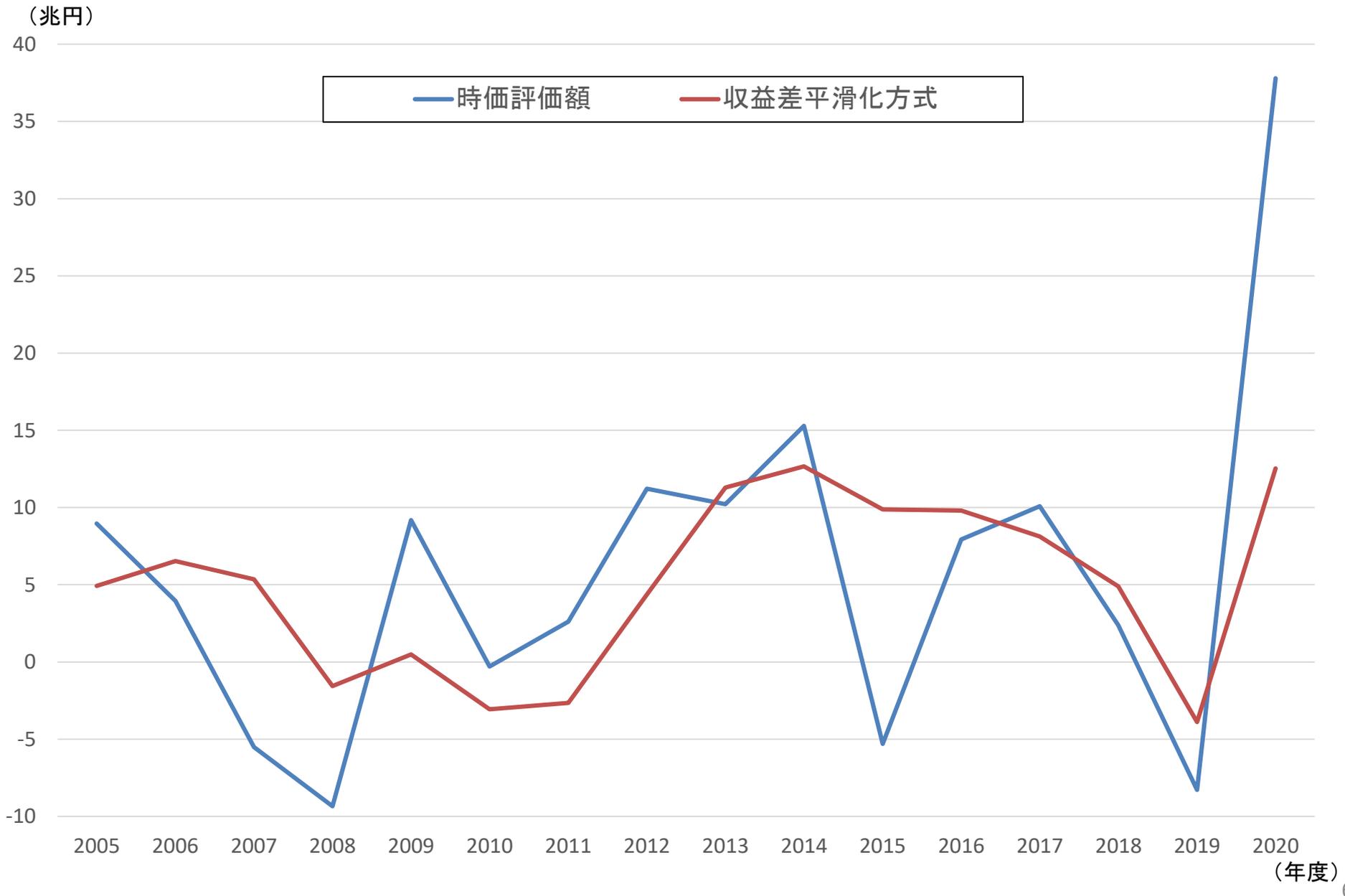
(平滑化対象をキャピタルゲインとした場合)

③評価損益平滑化方式

過去の平均収益(時価ベース)

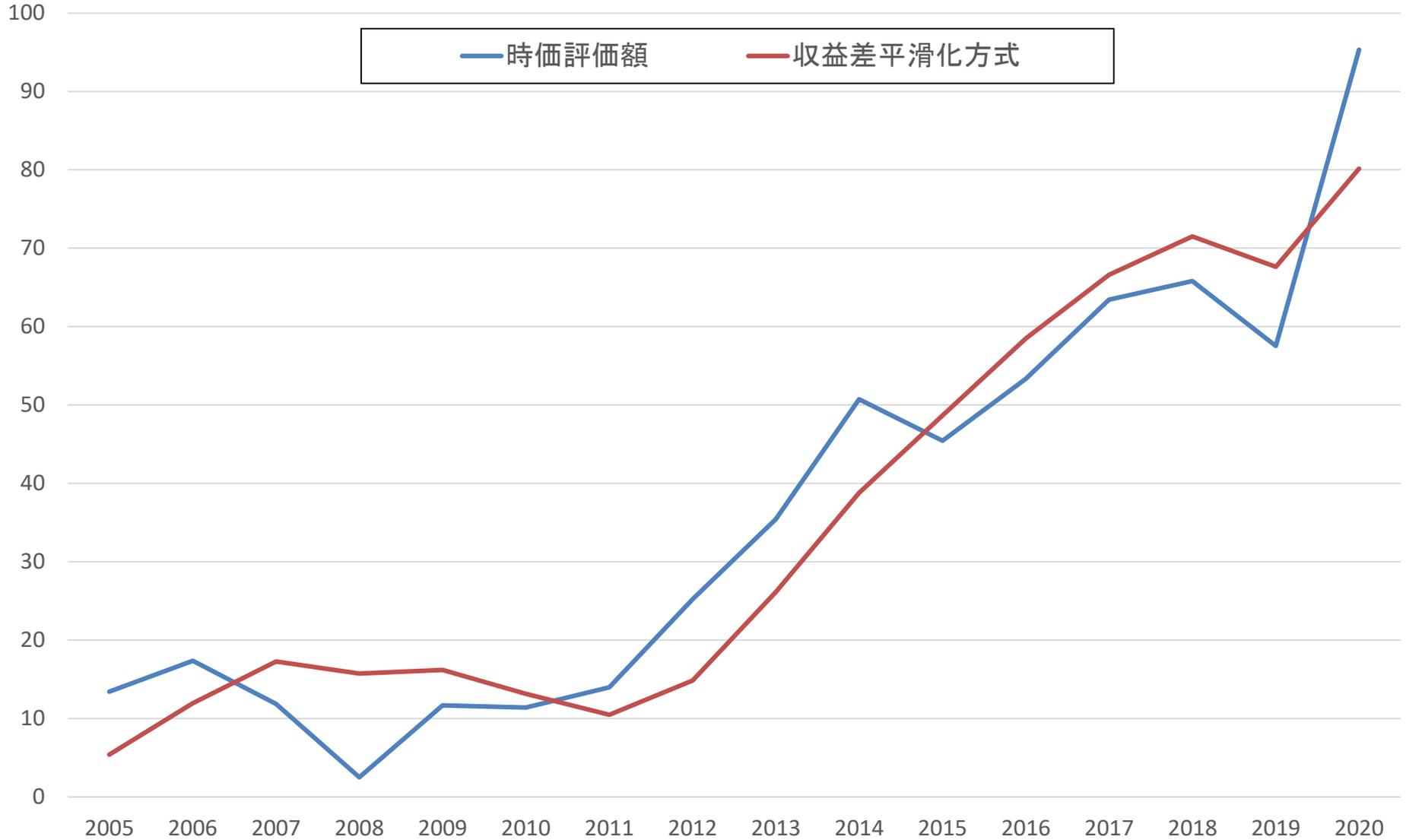
平滑化の対象となる収益

収益額(当年度分)の比較 — GPIF運用資産 —



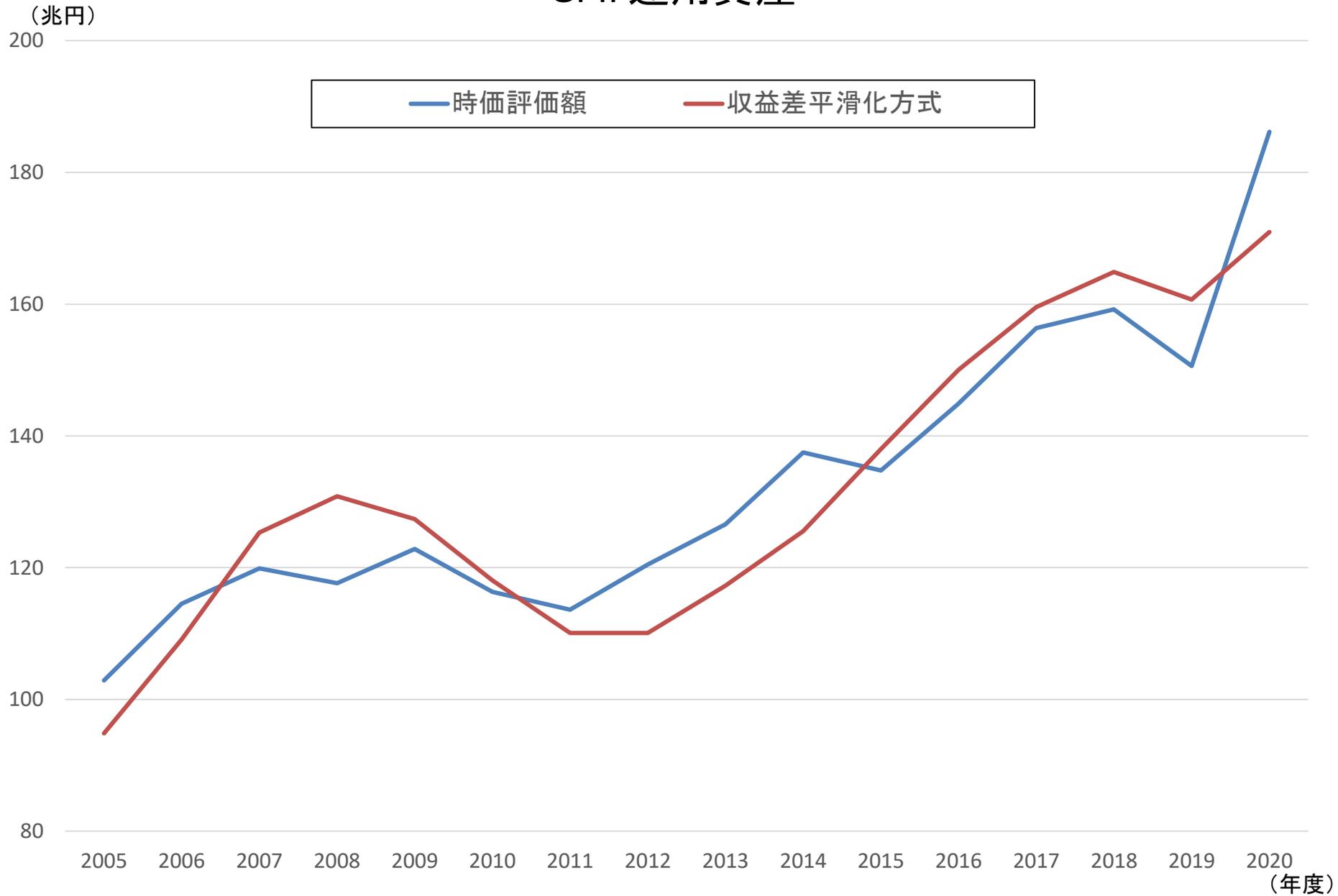
累積収益額の比較 — GPIF運用資産 —

(兆円)

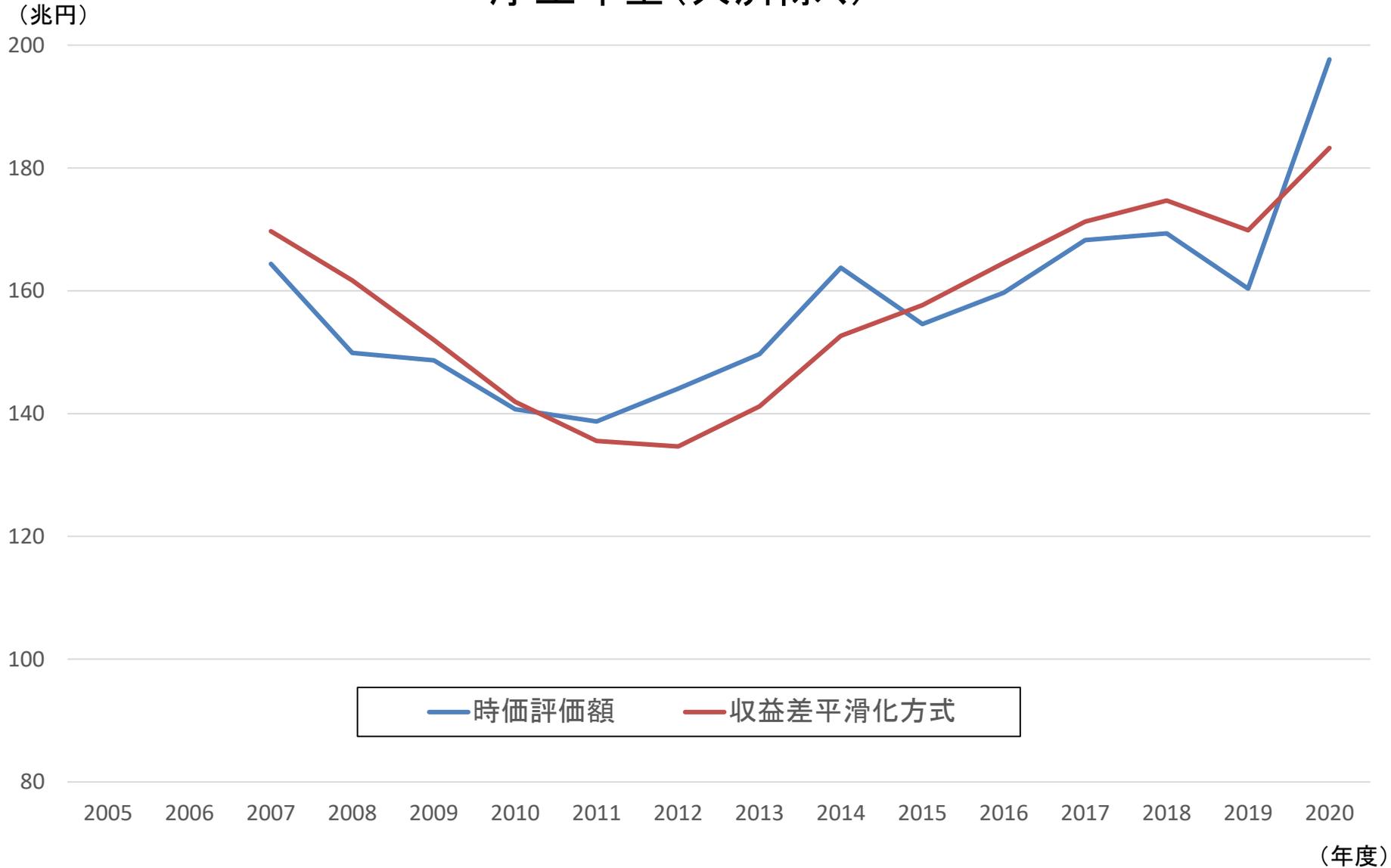


(年度)

積立金評価額の比較 — GPIF運用資産 —



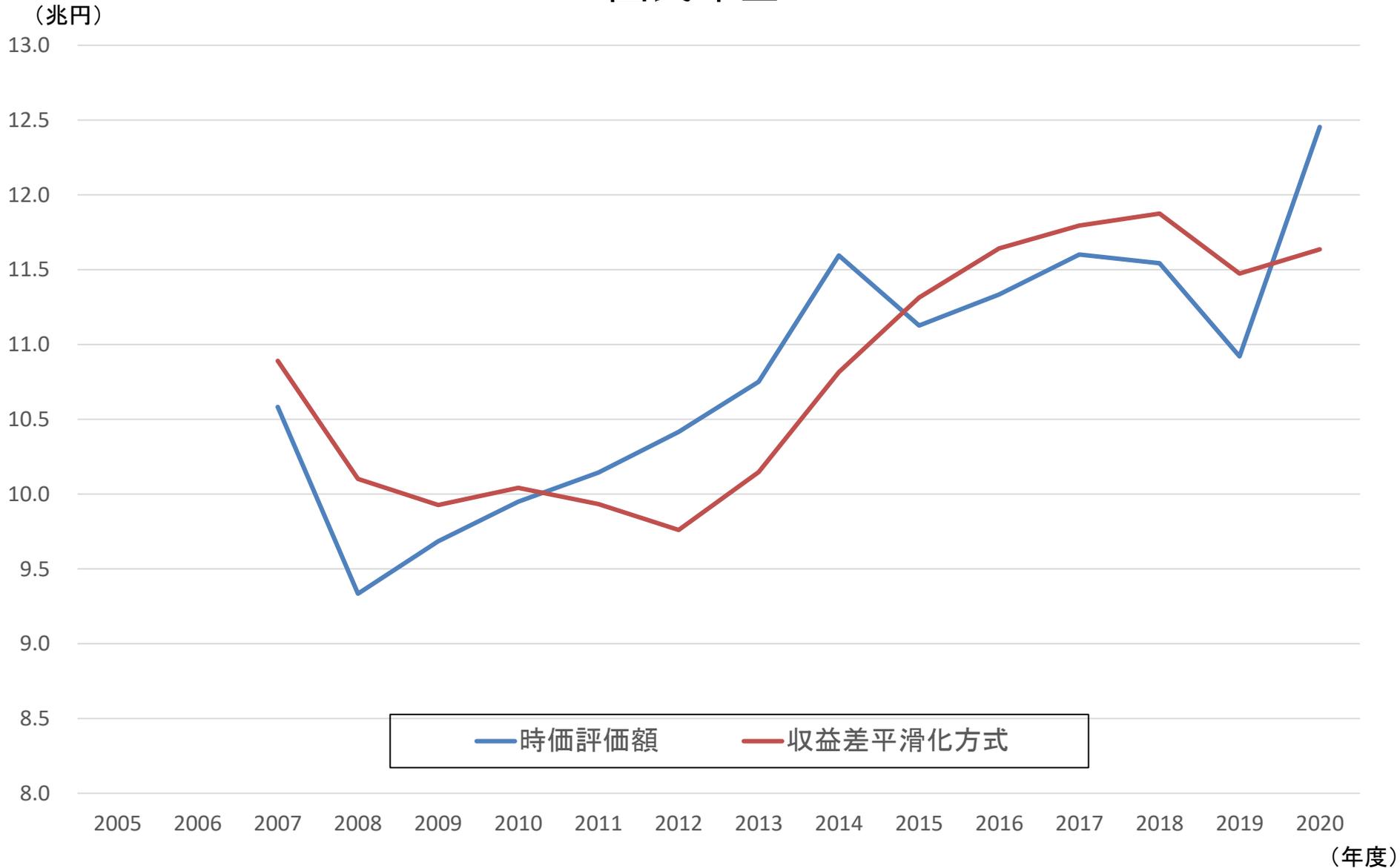
積立金評価額の比較 － 厚生年金（共済除く） －



※1 各評価額は、厚生年金勘定(年金特別会計(預託金)を含む。)のほか、厚生年金基金の責任準備金相当額、国庫負担繰延額を含む。

※2 収益差平滑化方式においては、厚生年金基金の責任準備金相当額・国庫負担繰延額の運用収益は、平滑化の対象としていない。

積立金評価額の比較 － 国民年金 －



※1 各評価額は、国民年金勘定(年金特別会計(預託金)を含む。)のほか、国庫負担繰延額を含む。

※2 収益差平滑化方式においては、国庫負担繰延額の運用収益は、平滑化の対象としていない。